個人番号（マイナンバー）の記載等に係る注意点

マイナンバー制度における情報連携の開始に伴い、申請書類にマイナンバーを記載することになりました。記載することで住民票等の添付書類を省略できる場合があります。

1.省略できる書類について

（１）住民票の写し
（２）区市町村住民税課税（非課税）証明書
※書類を省略される方は、申請時に窓口で申し出ていただくよう、お願いします。

2.マイナンバーの記載について　※必須です。

１　世帯調書にマイナンバーを記載する対象者は、患者の属する医療保険等に応じて下記のとおりとなります。

（１）**被用者保険の場合**（健康保険組合、協会けんぽ、共済等）
申請者及び患者のマイナンバーを記載してください。**申請者が被保険者でない場合**（父（被保険者）が単身赴任中で母が申請者である場合等）は、**被保険者**のマイナンバーも記載してください。

（２）**国民健康保険の場合**（区市町村、国民健康保険組合）
申請者及び患者を含む、**世帯員全ての方**のマイナンバーを記載してください。

（３）**生活保護の場合**
申請者及び患者のマイナンバーを記載してください。

医療保険等の種類	マイナンバーの記載が必要な対象者			
	申請者	患者	被保険者	その他世帯員
被用者保険	○	○	○	×
国民健康保険	○	○	－	○
生活保護	○	○	－	×

２　**申請者**のマイナンバーを確認するため、申請には下記①～③のうち、いずれかの提示が必要となります。

①申請者のマイナンバーカード（個人番号カード）
②申請者の通知カード
※デジタル手続法の通知カード廃止に関する規定により、**以下の場合には通知カードをマイナンバーの確認書類として使用できません。**
・令和２年５月２４日までに**改姓や転居等によりに変更があり、かつ、令和２年５月２５日までに変更手続がとられていない場合**
・令和２年５月２４日以降、**改姓や転居等により記載事項に変更があった場合**
※デジタル手続法施行日以後、個人番号は、通知カードに代わり「個人番号通知書」により通知されることとなりますが、**個人番号通知書は、マイナンバーの確認書類としては使用できません。**
③申請者のマイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書（発行から３カ月以内のもの。写しでも可。）

３　提出書類（世帯調書や住民票等）に、対象者以外のマイナンバーが記載されている場合は、申請窓口において不要な方のマイナンバーを削除していただくことをお願いしていますので、ご承知おきください。

４　マイナンバーが記載された申請書類を受付ける場合、区市町村の申請窓口において、**申請書類を提出する方の身元確認**をさせていただきます。申請書類を提出する方は、以下の確認証Ａ又は確認証Ｂを申請窓口にご提示ください。

○申請者が父、**提出者が父の場合、父の身元確認証**の提示が必要となります。
○申請者が父、**提出者が母の場合、母の身元確認証**の提示が必要となります。

確認証Ａ

本人の顔写真、氏名、生年月日又は住所が掲載されている官公署の発行した証、又はそれに類するもの

マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証（経歴証明書でも可）、旅券（パスポート）、在留カード、住基カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、官公署がその職員に対して発行した職員証　等のうち**いずれか１つ**

確認証Ｂ

確認証Ａの提示が困難な場合（本人の氏名と、生年月日又は住所が掲載されていることが条件）

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、ひとり親受給者証、生活保護受給証明書、母子健康手帳、小児慢性特定疾病医療費支給認定更新申請書兼同意書（都から送付されたもの（注１））、官公署が交付した証　等のうち**いずれか２つ**

注１）確認証Ｂのうち、小児慢性特定疾病医療費支給認定更新申請書兼同意書（区から送付されたもの）については、申請者のみ確認証として使用できます。ただし、申請者の変更がある場合は使用できません。
　例として、申請者が父から母に変わる場合は確認証として使用できません。

注２）提出者の身元確認につきましては、確認証Ａで行うことが原則です。そのため、確認証Ｂにつきましては、確認証Ａを所有していない場合のみ使用することができます。

注３）確認証に記載されている住所、氏名又は生年月日について、記載内容と事実に相違がある場合は、変更等をしたことを証明する書類（住所は住民票（住所履歴記載のもの）、氏名は戸籍抄本等）が別途必要です。

５　マイナンバーを記載した申請書類の提出を、申請者本人が行うことができず別の方が行う場合、**申請者から提出者への委任状**が必要となります。
　例として、申請者が父、提出者が母の場合、父から母への委任状が必要となります。

６　郵送で江戸川区に申請をする場合、申請者は、マイナンバーの確認書類のコピーと、確認証Ａ又は確認証Ｂのコピーを添付する必要があります。
　確認証のコピーの添付が無い場合は、申請を受付けることはできません。